

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

3 (2) 医療・介護サービスの連携と強化について

② 介護事業者に対する指導・監査の連携強化

介護事業者に対する指導・監査について市町村との連携を強化すること。また、事業所が廃止される場合には、利用者のサービス継続の確保、利用者との馴染みのある介護労働者の雇用確保についても、市町村とも十分な連携を行い、支援を行うこと。

（回答）

介護サービス事業者に対する指導・監査を行う際には、必要に応じて府及び市町村が合同で事業者への実地指導を行うなど、市町村との連携を進めているところです。

また、大都市特例や大阪版地方分権による事務移譲市町村とは、適宜、指導・監査業務についての情報交換や意見交換を行っているところであり、今後とも市町村との連携に努めてまいります。

なお、事業所の廃止に当たっては、事前に各指定権者に届け出ること、また、利用者が希望する場合に引き続きサービス提供がなされるよう、居宅介護支援事業者や他の居宅サービス事業者また他の介護保険施設等との連絡調整など一定の措置を講じることが、事業者に対して法令により義務づけられております。

これらの義務が適切に履行されるよう、今後とも市町村との連携を進めてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 高齢介護室 介護事業者課